国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ･ｼﾘﾝｸﾞ	333,000	229,000	125,000	125,000	33,000	52,000	52,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	432	297	162	162	43	68	68
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	44,450	30,550	16,650	16,650	4,450	6,950	6,950
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ･ﾄﾞﾙ	2,092	1,438	784	784	209	327	327
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	84,000	58,000	32,000	32,000	8,000	13,000	13,000
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	84,000	58,000	32,000	32,000	8,000	13,000	13,000
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	1,600	1,100	600	600	160	250	250
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	533,000	367,000	200,000	200,000	53,000	83,000	83,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ･ｸﾜﾁｬ	106,700	73,300	40,000	40,000	10,700	16,700	16,700
マリ	CFAﾌﾗﾝ	84,000	58,000	32,000	32,000	8,000	13,000	13,000
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	2,085	1,435	780	780	210	325	325
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	22,860	15,720	8,580	8,580	2,280	3,580	3,580
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ･ﾙﾋﾟｰ	5,140	3,540	1,930	1,930	510	800	800
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	5,350	3,700	2,000	2,000	550	850	850
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	9,040	6,210	3,390	3,390	900	1,410	1,410
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	1,455	1,000	545	545	145	225	225
リビア	ﾘﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	203	139	76	76	20	32	32
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ･ﾌﾗﾝ	133,300	91,700	50,000	50,000	13,300	20,800	20,800

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。